

## 「横浜市立山内中学校いじめ防止基本方針」

(平成 26 年 3 月 31 日策定・平成 30 年 2 月 19 日改定)

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

「いじめ防止対策推進法」及び「国の基本方針」並びに「横浜市基本方針」を受け、本校の学校目標および生徒の状況に照らし合わせた「本校生徒が安全で安心して豊かな学校生活を送る」ために、いじめ行為を防止することを目的とし、「山内中学校いじめ防止基本方針」を設定する。

#### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法第 2 条)

#### 【いじめ防止等の対策に関する基本理念】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

#### 【いじめ防止対策推進法】

(学校いじめ防止基本方針 第 13 条より抜粋)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### 【いじめを防止するための基本的な方向性と取り組み】

##### (1) 未然防止への取り組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を養うために、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・生徒が主体的に行ういじめ防止活動に対する支援、また保護者並びに教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。
- ・生徒をいじめから守り、地域の方と共にいじめ防止に取り組むことへの理解及び協力を求める。
- ・教職員に対しいじめ防止に関する資質能力の向上に必要な処置を講ずる。(情報の共有、授業改善のための研修会、人権研修会等)
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、

学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応だけでなく組織として一貫した対応をする。

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対して、関係機関と連携して資料の配布や安全教育など必要な啓発活動、情報モラル教育を行う。
- ・まちとともに歩む学校づくり懇話会やPTAと共に生徒の健全育成を目指し、いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## (2) 早期発見・早期対応

- ・いじめを早期発見するために生徒に対する定期的な調査とその他必要な措置を講ずる。
- ・生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係わる相談を行うことができる体制の整備をする。(スクールカウンセラーとの連携、教育相談活動の充実など)
- ・いじめを見逃さないための職員体制や地域の方とのネットワークの強化を行う。

## (3) 適切な対処・処置

- ・いじめを発見・通報を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、保護者と共通理解のもと被害生徒を守り通す。また加害者に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、保護者への指導・支援を行う。
- ・被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、状況に合わせた継続的なケアを行い加害生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な処置を講ずる。
- ・いじめの中には、犯罪行為として警察に相談が必要なものなどは直ちに通報する。これについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察や関係機関に相談・通報し対応をとる。

## 2 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取り組み

### (1) いじめ防止対策委員会の構成員

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導専任・養護教諭・特別支援コーディネーター 9名  
(必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める)

### (2) 組織の役割

- ・いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- ・いじめの疑いがある場合やいじめ事案が発生した場合もこの組織が中核となり判断や対応を行う。
- ・いじめ防止に向けた年間計画を作成し、実行、改善を行う。

### (3) 委員会の運営

- ・いじめ防止対策委員会を常設し、毎月1回以上定期的に開催する。また、いじめを認知した際には直ちにいじめ防止対策委員会を招集し、実施する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・一年間を振り返り、次年度の計画や取組の改善、見直しをする。

### (4) 委員会の活動内容

- ・生徒の健全育成のための生徒間の友好的な人間関係、また生徒自らが規律ある生活を送ることのできるような学校風土づくりを行う。
- ・日々の授業の中で、学力の基礎・基本の定着を図るとともに学力の向上を目指した授業づくりを行う。
- ・生徒同士が日々の学び合いの中で、相手を思いやる心を育てるとともに、その過程の中で適切な人間関係を築くことができるように支援する。
- ・保護者、地域との連携を深め、青少年の健全育成のために共通理解を図り、いじめが起らないよう

努める。また、SNSによるいじめを防止するために情報モラル教育を推進する。

#### (5) 年間計画

月	活動の内容について		
4月	生徒	「教育相談」 教職員「生徒理解研修」	毎月・教職員 いじめ対策防止 委員会を実施
6月	生徒	「いじめアンケート・集約・公表」 教職員「特別支援研修会」	
7月	生徒	「個人面談」 教職員「地域パトロール」	
9月	生徒	「教育相談」	
10月	生徒	「教育相談」 地域「学校を開く週間」	
11月	地域	「地区懇談会」	
12月	生徒	「個人面談」 生徒・教職員「いじめ解決一斉キャンペーン」	
2月	生徒	「いじめアンケート・集約・公表」	
3月	生徒	「教育相談」 教職員「引き継ぎ等」	

※年間を通し学年会・職員会議で情報交換・情報の共有を図る。

※授業・学活・総合・道徳などでいじめを許さない指導を行う。

※年間を通してPTAや職員による校外パトロール等を行う。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味

- ・法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- また、法第28条1項第1条の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている児童生徒の状況に着目して判断する。

#### (2) 重大事態の調査

- ・その事態が重大であると判断した場合は「いじめ防止対策委員会」を招集し、迅速かつ組織的に対応するとともに、調査を実施する。その際、被害生徒に対する配慮を最優先とする。

#### (3) 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。
- ・学校は、調査によって明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒やその保護者に対して報告する。その際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

### 4 その他

策定した横浜市立山内中学校いじめ防止基本方針は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。